

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日(水)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 23名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 21名

【1番】矢野 丈一			【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也		【24番】近松 安文

欠席委員数 2名

【2番】渡邊 節夫 【23番】木村 誠

4. 議事に関与する職員

局長 木村 仁士
次長 新居田 伸一郎
次長 渡辺 修三
係長 木根 致左
主査 江頭 好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 67 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~12)

議案第 68 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~17)

議案第 69 号

農地法第 3 条の規定による許可の取消願について (受付番号 1)

議案第 70 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1~3)

議案第 71 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~13)

議案第 72 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1)

議案第 73 号

農用地利用集積計画関係 (一括方式) について (受付番号 1~2)

議案第 74 号

農地中間管理機構関連農地整備事業関係 (上浦地区) について

報告第 41 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (受付番号 1~17)

報告第 42 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (受付番号 1~4)

報告第 43 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1~6)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第11回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員23名中21名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和5年度 第11回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【9番】竹田 清隆委員、【16番】渡部 正義委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第67号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第67号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は26㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は旦、登畑にある農地3筆で、登記地目は田、畑、面積は合計3,450㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は旦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は433㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は朝倉北にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は195㎡でございます。</p> <p>[受付番号5] 申請地は波方町宮崎、馬刀潟にある農地11筆で、登記地目は田、畑、面積は合計3,969㎡でございます。</p> <p>[受付番号6] 申請地は波方町馬刀潟にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計174㎡でございます。</p> <p>[受付番号7]</p>

申請地は波方町郷にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,865 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は大西町山之内にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 2,639 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は吉海町名駒にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,863 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は宮窪町友浦にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,094 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は伯方町伊方にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,062 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は大三島町野々江にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 518 m²でございます。

議案書 1～2 ページの合計は、12 件、42 筆、面積 26,288 m²となっております。地元委員 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。議案第 68 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才の農業者兼団体職員、申請地は1筆で、地目は田、面積は183㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,285㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才、申請地は3筆で、地目は田または畑、面積は合計1,778㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は49㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は6筆で、地目は田、面積は合計1,523.61㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6、7]

受付番号6及び受付番号7は、関連がございますので、一括してご説明いたします。譲受人は〇〇才の農業者兼団体職員、申請地は、受付番号6は10筆、受付番号7は3筆 合計13筆で、地目は受付番号6については田、受付番号7については田または畑、面積は合計4,987㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の農業者兼公務員、申請地は1筆で、地目は田、面積は675㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号9]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は3筆で、地目は田、面積は合計1,196㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与に

よる所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,064 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は樹園地、面積は合計1,179 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は196 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は372 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は463 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の自営業、申請地は1筆で、地目は畑、面積は287 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は802 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 17]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は879 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから34ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第69号 農地法第3条の規定による許可の取消願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第69号 農地法第3条の規定による許可の取消願についてでございます。

[受付番号1]

令和5年11月15日付で、平成21年8月6日開催の農業委員会の総会において承認された農地法第3条の規定による許可について取消願が提出されまし

た。譲受人は、当時〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,138㎡です。譲渡人は、遠方に住所を移したため、譲受人は農業の経営規模拡大のため、平成21年8月6日付で農地法第3条の許可を得ました。農地法第3条の許可は、農地の所有権を売買により取得するためです。取消理由は、売買しないまま現在に至り、譲受人は、現在、農業の経営規模拡大を進める計画がないことによります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第70号について、ご説明いたします。
議案書6ページをお開きください。

[受付番号1]

申請人は農業者1名、申請地は桜井地区登畑の1筆で、地目は畑、面積は314㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地と隣接する宅地を一体利用して農業用倉庫の建築及び農家住宅の建て替えをしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6

年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号2]

申請人は農業者兼会社役員1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は田、面積は255㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請人が耕作を行っている農地にも近い申請地に農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

申請人は農業兼会社員1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は畑、面積は314㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が営農型太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地にシキミを植えて営農を行いながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基礎部分の一時転用をしようとするものでございます。

なお、一時転用期間は国の通知により10年間となっております。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第71号について、ご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は自動車整備業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は乃万地区矢田の1筆で、地目は畑、面積は261㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は申請地近くの事業所に通勤する従業員の駐車場が6区画不足していることから申請地を購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区郷六カ内町の1筆で、地目は田、面積は431㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、生活境に恵まれた申請地を譲渡人から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年7月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者など5名、申請地は桜井地区郷桜井の6筆で、地目はいずれも田、面積は合計1244㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場及び露天駐車場を確保するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は土木建設業を営んでいるものの資材置場及び作業車両用駐車場を有していないため、申請地を譲渡人らから購入し、露天駐車場及び露天資材置場を確保しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年6月10日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 4]

譲受人は下水道工事業を営む自営業者、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区桜井浜の1筆で、地目は田、面積は740㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから、譲渡人から申請地を購入し、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は富田地区町谷の1筆で、地目は田、面積は280㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年7月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は富田地区上徳の 1 筆で、地目は田、面積は 336 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供が増え手狭で不便であることから実家に隣接し子育てのしやすい申請地を、譲渡人から贈与を受けて、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 12 月 15 日で、許可日から令和 6 年 6 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 7]

譲受人は土木工事業を営む自営業者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は清水地区新谷の 2 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 990 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、土木工事業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足することから、譲渡人から申請地を購入し、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 12 月 15 日で、許可日から令和 6 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 8]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は玉川地区鈍川の 1 筆で、地目は田、面積は 479 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築する

にあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、農業後継者として営農経験を積むため実家及び耕作地に近い申請地を譲渡人から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は鉄鋼業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は大西地区星浦の1筆で、地目は田、面積は173㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、露天資材置場を確保するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は鉄鋼業を営む上で資材置場が不足していることから、譲渡人から申請地を購入し、隣接する雑種地と一体的に露天資材置場を確保実施しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号10]

譲受人は土木建築業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は菊間地区浜の1筆で、地目は田、面積は558㎡でございます。

この申請地は非線引用途区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、露天資材置場及び露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は事業を営む上で資材置場及び駐車場が不足していることから、譲渡人から申請地を購入し、露天資材置場及び露天駐車場

を整備しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年5月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11]

譲受人はプラント構築工事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区仁江の1筆で、地目は畑、面積は863㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、自社工場への進入路として工場用地の敷地拡張をするにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業を営む上で進入路の確保が必要であることから、譲渡人から申請地を譲り受け、隣接する自社工場への進入路として工場用地の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年2月15日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 12]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の1筆で、地目は畑、面積は70㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、自己の勤務地に近い申請地に隣接する住宅を購入して移住することとしているが、移住先の宅地が公道に接していないことから、申請地を譲渡人から購入し、公道への進入路として自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 13]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区宗方の1筆で、地目は畑、面積は96㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供が誕生し手狭で不便となったことから、譲受人の妻の実家近く子育てのしやすい申請地に隣接する住宅を購入して転居したところ、物置及び居間の一部が申請地に建築されていることから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年12月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条及び第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の35ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか
ということでございます。
それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。
また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、[議案第 70 号の受付番号 2]と[議案第 71 号の受付番号 2]は、申請地が第 1 種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 72 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。
議案第 72 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。
[受付番号 1]
申請者は、転用者が建築する農家住宅及び農業用倉庫に土地を供するため、申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。
本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 73 号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。
議案第 73 号は、農用地利用集積計画関係についてです。これは、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。
今治市全体の計画が、新規 2 件、面積は 3,390 ㎡でございます。第 3 小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
議案第 74 号 農地中間管理機構関連農地整備事業関係(上浦地区)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。
議案第 74 号、農地中間管理機構関連農地整備事業関係(上浦地区)についてです。
愛媛県東予地方局長から、県営農地中間管理機構関連農地整備事業上浦地区の地区編入について、土地改良法第 88 条第 18 項において準用する同法第 5 条第

6 項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への、市有道水路等敷地の地区編入申請にあたり意見を求められています。

上浦 3 地区の整備事業地区に、道路 2,673.48 m²、水路 1,366.83 m²、計 4,040.31 m²を編入申請することについての意見聴取となっております。第 6 小委員会においては、編入申請について原案どおり適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

それでは、原案どおりということよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり適当といたします。

議長 続きまして、
報告第 41 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 42 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号規定による届出について
報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書 11 ページから 14 ページの報告第 41 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 17 件の届出がありました。取得事由は全て相続であり、権利内容は全て所有権でありました。議案書 15 ページの報告第 42 号農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 4 件の届出があり、合計面積は 1,813 m²でありました。

報告第 42 号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 41 号および第 42 号は、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 16 ページの報告第 43 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

[受付番号 1]

令和 5 年 11 月 24 日、転用及び耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号 2]

令和5年11月30日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号3]

令和5年12月4日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号4]

令和5年12月12日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号5]

令和5年11月6日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号6]

令和5年12月6日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

事務局 失礼します。
事務局からその他としまして、令和5年の農地賃借料情報がお手元の資料のとおりとなっておりますので、ご報告いたします。
なお、内容につきましては、各小委員会で報告したとおり、令和5年中の有償の貸借の実績であり、無償の貸借については含んでいませんので、注意をお願いいたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。